

## 平成30年度（第10期）事業計画

（平成30年2月1日～31年1月31日）

### 1. 平成30年募集の奨学生

(1) 平成30年度に募集する奨学生（6月給与・貸与開始分）については、指定校を下記の29校とし、募集人員を45名とする。平成29年からの奨学生9名が残っているので、平成30年6月以降の奨学生は合計54名となる。尚、これまで司法試験に合格した奨学生が209名となり、不合格を含め法科大学院を卒業する奨学生が合計289名となる。法科大学院を卒業した法科大学院生からの返還金が平成30年度は合計金1,964万円（平成30年2月から147名、6月から155名、9月から191人から返済を受ける。）見込めること、寄付金についても3,000万円以上見込め、配当金も240万円余の収入があるので、募集人員を45名とする。

(2) 本年度新規に法科大学院学生45名の奨学生を募集する。

本年度採用の奨学生の給与・貸与の合計金額は3,600万円となる。

$45 \text{ (人)} \times 10 \text{ (万円)} \times 8 \text{ (6月から翌年1月の8ヶ月)} = 3,600 \text{ 万円}$ （平成30年6月から同31年1月までの分）

(3) 本年度の奨学生を推薦依頼する法科大学院等について

ア. 募集する学生の学年と人数

法科大学院 3年生 35名（1年間）・同2年生 10名（2年間）

イ. 奨学生を推薦依頼する法科大学院

奨学生を募集するにあたり、全国の法科大学院を対象とすると募集手続のために時間と労力の負担が重く当財団の事務処理能力のうえから困難である。そこで、全国の法科大学院のうち合格者数と合格率を考慮して下記法科大学院29校から奨学生候補者の推薦を依頼する。但し、推薦を依頼する人数は、推薦者のない法科大学院もあるので、52名とする。

中央大学（7名）、慶應大学（3名）、東京大学（7名）、早稲田大学（4名）、京都大学（4名）、一橋大学（2名）、明治大学（2名）、大阪大学（1名）、神戸大学（1名）、東北大学（1名）、北海道大学（1名）、九

州大学（1名）、立命館大学（1名）、上智大学（1名）、名古屋大学（1名）、千葉大学（1名）、同志社大学（1名）、首都大学東京（1名）、日本大学（1名）、法政大学（1名）、大阪市立大学（1名）、関西大学（1名）、創価大学（1名）、横浜国立大学（1名）、専修大学（1名）、関西学院大学（1名）、岡山大学（1名）、学習院大学（1名）、筑波大学（1名）、広島大学（1名）

#### （4）奨学生の決定方法

前記（3）の法科大学院から推薦された候補者を書類選考により第一次合格者を決定し、この合格者全員に対し当財団理事・評議員のうち2名以上の役員がそれぞれの合格者に対し面接をしたうえ奨学生45名を決定する。奨学金を希望する候補者が面接に来るための交通費は財団が全額負担する。

また、新たに募集する奨学生のうち、本年度も奨学金返還全額免除の者を特別枠で5名募集する。この特別枠の奨学生は、後記3の政令指定都市以外の都市の法律事務所に5年以上勤務したとき免除する特別奨学金を本年度も継続する。

（5）平成30年2月1日から同31年1月31日までの奨学生に対する給与及び貸与の合計額は、6,280万円になる（内訳：既存の奨学生49名分2,680万円、本年度採用する奨学生45名分3,600万円（6月から翌年1月分までの8ヶ月））。このうち給与額は、30%であるので合計1,884万円となる。

## 2. 研修会及び講演会の実施

大学生・法科大学院生・司法修習生・弁護士等に対し法曹倫理の研修及び講演会を1回行う。実施する時期は平成30年10月とする。尚、奨学生及び法科大学院を卒業した奨学生全員に通知を出し、奨学生及び合格者については出席を義務化する代わりに往復に要する交通費は全額財団の負担とする。

## 3. 奨学金返還の免除

司法制度改革の理念は、法の支配を全国に及ぼすということにあり、そのために法曹人口を増員し、弁護士過疎地を解消することにある。弁護士のゼロワン地区は解消したが、弁護士過疎の地はまだ多くあり、司法試験合格者が増員したにも拘らず、地方都市に弁護士登録する人が少なく、弁護士の大都市偏在は解消されていない。そこで地方都市で弁護士として活躍したいと希望する人に特別枠を設ける。昨年特別枠の奨学生を9名採用した。奨学生のうち政令指定都市以外の都市にある法律事務所に5年以上勤務した人については、奨学金の返還を免除する。今年度もこの特別枠の奨学生を5名募集することとする。

以 上